

令による改正後の温泉法施行令第一条の規定にかかわらず、平成二十一年十二月三十一日までとする。

附 則 (平成二〇年五月二二日政令第一八四号)

この政令は、温泉法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十年十月一日)から施行する。

附 則 (平成二十三年一月二八日政令第三六四号)

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第四条及び第六条の規定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十三年十一月三十日)から施行する。